

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 資財帳範例雑記 : Brevium Exempla-Miszellen |
| Sub Title | Brevium exempla-miscellanea |
| Author | 宇尾野, 久 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1956 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.9 (1956. 9) ,p.662(50)- 673(61) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19560901-0050 |
| Abstract | |
| Notes | 資料 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560901-0050 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

資財帳範例雜記

—Brevium Exempla-Miszellen—

宇尾野 久

御料地令 (Capitulare de villis=C. V. abgekürzt) と並んで
カロリング時代に關する經濟史上の試金石となつてゐる資財帳範例
(Brevium Exempla=B. E. abgekürzt) に就いては既にその研
究史の前半が上原專祿教授によつて詳細に論じられており、更に難
解な御料地令の譯業が之また同教授の手によつて試みられた。

然し之等の諸研究を根柢より一新し、獨り史學の傳統をふまえて
ゆるぎのない礎石を据えた Klaus Verhejn の相次いで現れた二
の論文 (Studien zu den Quellen zum Reichsgut der Karo-
lingerzeit, I u. II.) 並ぶにその史的可能性の極限を右石した
Wolfgang Metz の二論文 (Zur Entstehung der Brevium
Exempla. Eine Quelle zur Geschichte der fränkischen
Reichsgutsverwaltung) 及び Rudolf Kötzschke の遺稿 (Karl
der Große als Agrarpolitiker) は獨り史學のダイナミックな
躍進と批判精神を如實に展示してゐる。之等の諸論文を前にして
B. E. に就いて發言する餘地は殆んど存在しないように思われる。も
限りなく展開される B. E. の持つ意義のひろがりと思ふに就いては

またその限界を知り得ない状態にある。しかも B. E. の拙譯を手
にして知り得た事項の一端に就いてつゞけることこそ Klaus Ver-
hejn の豫定されてゐる第三の論文を前にして輕卒のそしりをまぬ
かれ得まい。

然し來るべき第三の論究以前既に第二の論文で Klaus Verhejn
はその論旨の大半を構築してあり、第三の論文はその論旨の技術的
な基礎を興え、之を補強するものと豫想される。

資財帳範例は Wolfenbüttel 圖書館の Helmstedt 文集所収の
唯一の手書本として C. V. と同一書冊中に収録されて來り J. P.
Migne 氏の 10 冊の事情としてその序文中に “Partem earum
servavit nobis codex bibl. ducalis Guelferbytanae inter
Helmstadiensens N. 254 insignis” と述ぐ Boretius 及び
の序文中 “Leguntur (Brevium exempla) in Cod. Guelfer-
bytano inter Helmstadiensens 254, ……” と紹介してゐる。
この手書本が原本であるか、寫本であるか、就いては K. Verhejn

は Gareis や A. Dopson が C. V. に就いて行つたような嚴格な
考證を特に行つたことが、K. Verhejn の rein sachlich な研
究から推して C. V. と同様に寫本と推定し得る。

B. E. と對照的な地位にある C. V. は、從來諸家の異論にもかか
わらず A. Dopson の論究以來、ルドウィッヒ敬虔王がアキイター
ニア地方の御料地のため七九四—七九五年頃に發布したものとさ
れており、ハインリッヒ・ミッターイス、ケチュケ、ドラランジエも亦
この方向に賛同してきた。

然し上記の上原教授の論文は之に對して根本的な検討を加え、嚴
格な批判的態度を堅持しつつその師ドープシエの論旨を否定され
た。上原教授は當時いまだ積極的な歴史像構成の展開は行われな
かつたが、今やその卓見が K. Verhejn 説の礎石をなしてゐること
は注目すべきであらう。

K. Verhejn は第一の論文でドープシエ説に對して真正面からそ
の據點を一一の掘起し、C. V. が必しもアキイターニアにとど
まることなくイタリアを除く全カロリング王國に適用され、またケ
チュケが依然として強調したルドウィッヒ傳の記述や C. V. に於ける
南方植物分布等から得られたドープシエの思考像が必しも正確な
らざるゆえんを明らかにし、個別的には以前から存在した missi が
大體八〇〇年後に初めて regelmässige und ordentliche missi
としてあらわれるのに對し、C. V. は missi が、またそのような
性質をもたぬ時代のものであること、またカール大王の正式の王妃
Liutgarda の死期 B. E. と C. V. の時間的位地等からカール大王

が八〇〇年以前にこの勅令を發布したとする。

次いで K. Verhejn の B. E. に對する論究は右の C. V. の考察
と密着し乍らも獨立のものとして行われ、何等その時間的系列その
他における先入主にとらわれることなく、C. V. と並行して rein
sachlich に果されつゞる。

かくて兩者の検討を比べたのち、二枚の映像が得られ、この映像
のデリケートなかさなりにおける交叉點の有無を仔細に檢證する。
このような過程に於いて、若し左の各條

B. E. C. 29: Ministeriales non invenimus aurifices,
neque argentarios, ferrarios, neque ad venandum,
neque in reliquis obsequiis.

C. V. C. 45: ……fabros ferrarios et aurifices vel
argentarios, sutores, tornatores, carpentarios, scutarios,
pisatores, aucipites id est aucellatores, saponarios,
siceratores, …… retiatores, qui reitia facere bene
sciunt, tam ad venandum quam ad piscandum sive ad
aves capiendum, nec non et reliquos ministeriales quos
ad numerandum longum est.

が相對應するものとすれば、確かに B. E. と C. V. の交叉點が得
られることとなり、誤記若しくは書きおとした B. E. の時間的位置
も亦をわけてこゝに證明することが可能となる。K. Verhejn は
先に C. V. の發布時期を八〇〇年以前と劃定し得たのでこゝに
B. E. の terminus ante を八〇〇年と定める。次いで B. E. の
Teil A にあらわれ Augsburg 司教區の Das bairische Klo-

ster Staffelsee が八〇一年迄 Neuburg-Staffelsee (Staphin-seie) として固有の教區であり、カールの戴冠後初めて Augsburg に結合されたことから八〇一年を terminus post quem とす。衆知の如く B.E. の主内容は

- (A) Augsburg 司教區に於ける Staffelsee 修道院の財産目録及び貸子帳(3)の抜萃 (Teil A)
- (B) Speyergau 内 Weissenburg 修道院の寄進(4) フンカールの記述とインネンキヤムの記帳 (Teil B)
- (C) 北フランクにおける五つの王料地の記述 (Teil C) からなる更に

Teil A.....C. 1 (司教區に所属する不明な mansi の貸子の結文) C. 2—C. 6. (Staffelsee 聖堂の調度品、禮拜の器具、祭服及び圖書) C. 7—C. 8. (聖堂に所属する Curia の記述) C. 9 (司教區内の多くの mansi の總計) の如くに分れる。

Teil B は C. 10—C. 23. から成る Speyergau, Wormsgau 内の寄進、フンカール、恩貸地の記述。

Teil C は C. 25a—C. 35. Lille, Tournai 附近の Annapes 及び Gruson の王料地、並びに C. 36a—C. 38 の前記ツェルサイエ附近の Treola (Triele) の記述、最後に C. 39 のマインラの穀物の集計について断片的な記述が行われている。

以上のことから B.E. の内容は恐らく資財記録の断簡であり、文中にも脱落があるように思われる。

B.E. の作成目的はその諸條項中に明示されておらず、發令者の直接の意思をあらわすものとして僅かに “C. 16. et sic cetera

breviare debes.” “C. 23. Et sic cetera de talibus rebus breviate debes.” がみられるべきなる。

従つて J. P. Migne が B.E. の記述のその序文で八〇七年、八二二年の勅令中聖堂、王料地に關する Brevium の作成を單に Brevium 作成の點から無條件に B.E. に關連づけようとしたこと、Migne が B.E. の成立年代を八二二年とみなしたことと同様に今日では困難である。成程八〇七年の Capitulare Aquense (Memoratorium de exercitu in Gallia, Occidentali praeparando. M. G. Legum, Sectio II.) はその七條で聖堂、王料地のインネンキヤムを書狀に記し、その書狀を王に齎すように命じておけるが、本来この勅令はガリフにおける催兵を目的とする勅令である、之が主たる B.E. の作成目的と同一視し得らる。更に八二二年のローレン勅令(Capitulare de iusticiis faciendis 811—813. MG. Capit. 1, p. 177.) はその七條で “Ut non solum beneficia episcoporum, abbatum, abbatisarum atque comitum, sive vassallorum nostrorum, sed etiam nostri fisci describantur, ut scire possemus quantum etiam de nostra in uniuscuiusque legatione habeamus.” と進んでこの勅令は同勅令に條 “Quomodo eadem beneficia conductica sunt, aut quis de beneficio suo alodem comparavit vel struxit.” と書いたインネンキヤムのローテン化又は横領(5)を同五條で “Ut missi nostri diligenter inquirant et describere faciant unusquisque in missatio, quid unusquisque de beneficio habeat, vel quot homines casatos in ipso beneficio.”

と調査し、記すことを命じたものであり、單に Brevium 作成という點で B.E. の作成目的と同一視することはできない。このように八〇七年、八二二年の勅令は、夫々その書狀作成目的を異にしたものであり、王料地(又は聖堂料地)に關する書狀作成の慣例(C. V. C. 44.) にみかかわらずに完全な實施されず、その目的の異なるに従つて事實上その必要の都度勅令が發布されている。

かかる事態はカールの時代の史的運行と關連して考究せねばならぬ問題であり、すでに完成された制度の構成的なまたは靜態的な立論のみによつては解決し難い點であらう。

次に B.E. の記載様式についてはずべて記述の省略(6)として一部觸れた譯であるが、例えば Staffelsee 聖堂の curtes における草地の annona のこと、 “De annona nihil reperimus, excepto quod dedimus provendaris carradas 30” とみえる如きは確かにフレイインの述べる如く Urbar 作成の Kommission が存在していたようにみえるが然しここではそのような Kommission のために複數形が用いられるのではなく Staffelsee 聖堂自身すべて Neuburg-Staffelsee 時代に古く Urbar を有しており、之を B.E. に引きつらしたとみるのが自然のように思われる。七六四年に創建されたロルシュの C.L. においては少くとも八世紀に既に Urbar を記帳しており、ロープシムも亦この點を自説の論據を立證しようとした。

然し問題はそれのみにとどまらずフレイインの述べる如く B.E. の記述がきわめて組織立っていることにある。ただこの點についてはすでにロープシムが “das Inventar des Freisinger Hofes

Bergkirchen” と Staffelsee の記述様式の類似について指摘している處であり、フレイインも亦その限界を承認している。むしろフレイインが主張すべきは “Kloster und Hof Staffelsee können vorher nicht in einem Urbar des Bistums Augsburg erscheinen.” (7) のこと、即ち Augsburg-Staffelsee 聖堂が Neuburg-Staffelsee 吸收のさうに新たにその資財書上を作成する必要に迫られたという現實的可能性が生れ、フレイインの希望する Kommission の問題への關連が生じてくる。

事態が若しそのようであつたとすれば之等の記録またはそれから轉寫された Brevium が一個處に集積され、それによつて Kanzlei の Kommission が B.E. を作成する(8)の可能性も考慮され得る。

然しかかる中央管理部の作業を無條件に B.E. に結びつけることは困難であり、またその實態を無視してカールの國家に中央集權的な性格を附與することは危険である。かかる國家的な努力がなされたこととそれが現實に實現したことは區別して扱われねばならぬであらう。

B.E. C. 9. にみえるフウグスト司教區における manus ingeniles, manus serviles の集計が vestitos, absos を明記して記述されているがフレイインの強調する verwaltungsmässige 傾向が觀察される(9)同時に之が正に Missi が Brevium によつて王に引渡した部分と推定され得る(10)。

B.E. Teil B. にみえる Weissenburg 聖堂の Wormsgau とする donatio, precaria, 及び Wormsgau, Speyergau と

おける Beneficium については、すでにメロヴィング以来存続し、カールの國家的政策の一つとして重要性を獲得した precaria vero regis の遂行のためにも確認されるべき事項である。しかし乍ら聖堂にとっては所領の安堵以上に Leihewang の不安の方が大きかつたであろう。

このように B.E. の実施をめぐる王、伯又は豪族、聖堂の利害は互に相反したものであり、王のヘネフィキム受領者に對する警戒、更に聖堂の王による Sakularisation に對する警戒が交叉しており、一旦聖堂料地が豪族の手に渡れば事實上その安全は保証しがたかつたのであろう。従つて聖堂が自發的にカールに協力することは望み難い事であつた。カールの聖堂に對する Regalien や Immunität 等の特權の授與は一部のことと關連してゐる。

然し聖堂の Tradito, Precaria, Beneficium, Urbar の記述がすべてカールの發意によるものでなかつたことは明らかであり、聖堂が王や司教や貴族の保護のもとで Eigenkirchen として出發したことは聖堂自體の生活目的とは區別されねばなるまい。尤もこのことはカールが聖堂を國家政策に役立てんと努めたことを否定するものではない。従つてフェラインが王の聖堂は聖堂外の俗人(又は修道院長)に有效な知行 (beneficium) として授與され、また王は聖堂料地を自由に處分し得たと述べる場合にも聖堂の生活が之によつて消滅するに至らなかつた根拠が問題とならう。

C.V. と對置された B.E. の Verwaltungsmässig な方向並びに B.E. の成立年代、その適用範圍が研究方向として豫定されることは他の問題を之によつて無視する結果にみちびく恐れなしとした

をなしており、またこの地方 (Annappes) では Spitzgraben 及び Berner が存在していた。特に右の "solarium ad dispensandum" は、戰鬪時における指揮を四方に傳える場所としてみると、この Curtes が全く城塞化されていたことが明白となる。このような Curtes は何れも柵または土壁でとり圍まれてゐる。従つてそのような軍事的見地からすれば、管區の Haupthof に所屬する Curricula はフェラインが指摘した如く Vorburg 又は Unterburg と解されるべきであらう。

従つて王料地内の住民は非自由民にして、自由民にして來發的戰鬪に於ては何等かの役務を提供し、Meier-index 並びに莊哨戒に當る Centeni が管區の防衛を行うと考へ得られ、またこのために王料地の servi regis が Horigen と言ひよはは fiscalini regis として他の非自由民より多くの權利を取得する現實的基礎をもつてゐた。

ローマの軍團 (Legiones) が一定の巾の境界路で時ではその兩側が防備され、哨舎が設けられ後にはバリケード化され、土壁又は防壁に轉化した Fines を楯とし、之に沿つて幾つかの城塞が構築され、租税によつて軍需が賄われ、Canabae によつて軍團の生活をうるおひあるものとしていた状態或いはウァザンツの *Sevitra* (軍政區) の状態に較べると軍需品の倉庫や兵糧庫を内包し、背後に莊の住民の家屋を防護していたカロリンツの Villa 又は Curtes の管區 (Ministerium) の防禦的要塞化は極めて特異なものと考えねばならない。しかも之等が軍事的要所に存在したのではやサラセンやザクセン、アヴァール人の攻撃も一據に之を擊破することは

Teil C. Annappes の王料地に就つての書き上げが C.V. と緊密な關係にあることについてはフェライン並びにメッツも認める處であるが上述の研究方向を暫し留保する時 C.V.、B.E. の rein sachlich な交叉點のみならず王の Curtes の管理、教會ラテン語の使用等の共通事項を通してその相違點が問題とならう。

例えば C. 25a. 冒頭の Annappes に於ける *fiscus dominicus* の記述中に *pisle* (暖室) が見られる。この *pisle* は C.V. C. 49. にも *gentium* (女子作業場) の一部として擧げられているがその數も明示されず單に一般的な *pisle* を表現してゐるにすぎなく、之に對して B.E. では "solaris totam casam circumdatam, cum pisilibus XI." と言ふより高級な二階のテラスに接觸する暖室を示しており、*pisle* なる言葉によつてその同一性を云々し得ないことがまず知られる。更に B.E. と C.V. の差はそれのみにとどまらず、B.E. は Annappes における王の屋敷地のよりいきいきとした描寫を興えている。此の簡條は大石で造られた王の廣間、居間三つ、酒倉一棟、柱廊二、木造の家屋が一七、厩一、料理場一、製粉場一、穀物倉二、納屋三等々が記され "Curtem tunimo strenue munitam, cum porta lapida, et desuper solarium ad dispensandum." とみえてゐる。このような Curtes の記述は C.V. では C. 41. の簡単な描寫以外見出されなう。

石造の建物がその上に柵若しくはいばら (sepes/saepes) のある、巾三一五米で、正面に丸太が張つてある土壁で堅固に防備された四角形又は二重の四角形の地形の屋敷地はすでに一個の城郭

でき得なかつたのであらう。

然しこのような軍事體制と同時に Annappes の管區の平時の嚴格な經濟、行政的管理體制が恰もカロリンツの Renovatio を誇示する如く B.E. Teil C. の全篇にわたつて詳述されてゐる。研究者は自由にかこから中世又は封建制の傾向を讀みとりうるであらう。

- Annappes の Haupthof の記述は、上述の建物の書上によつて
- 1) Vestimenta.
 - 2) Urinsilia.
 - 3) Conlaboratus.
 - 4) Pecunia.
 - 5) 記述が行われ、(6) Grisione villa (Gruson villa)
 - 6) Nebengut となつて Ortus (<hortus) cum arboribus, pecunia が述べられ、また他の villa となつて (7) Nebengut, 計三つ (8) Mansioniles (Nebengut) の經濟事情が記述されてゐる。

C. 29b の herba (草本) とつづけば Vitonica 以外殆んど C.V. の草本の記述に合致しており、Arbor (樹木) によつては兩者の記述が全く相等しい。従つて前述の軍事的條件からすればこのような Curtes, Curricula は王の城郭と言わざるを得ないがその經濟的内容からすれば上述の如く Streuung な王の直營地 (Galland) 及びその附屬農園 (mansionilis) と認めざるを得なう。

このような事態のもとでの王料地に就つての Urbar は土地の收穫 (gebären) から出發したものと推定され、必しも Beneficium 受領者や mansus ingeniles, mansus serviles の賃子又は

scar (賦役)のみを記したものではなかつたと思われる。

然し乍らこのことから直ちにカロリングの王の Hof が全くアツタルキーをなしており、無関連な孤立した Streuung を示してゐたと結論することは早計であらう。

フレインは B.E. Teil C. の五〇の Hof は一〇の Verwaltungseinheit を構成してゐたと主張し、その際この論旨に最大の難關をなしてゐる Thiel の Lokalisierung に就いて周到な考證を行つてゐる。然し Lokalisierung の問題を暫し留保してここで C.V. 64. から考を得ることは葡萄酒が軍用品としても必須のものであり、C.V. 8 は之等の葡萄酒が良好な容器に納められ、嚴重に保管されること、更に葡萄酒で納められる王の諸荘の質子は酒倉に貯蔵しておくことを傳へてゐる事である。従つて、Wein が Thiel から Annappes へ毎年輸送されるか否かとつた Thiel の Lokalisierung 又は Verwaltungsmässige な問題より B.E. C. 36 a. は事實であるため cellarium 7 を記述して、その保管に任じ、更に C. 36. C. De vineis dominicis vino modios DCC XXX, de censu modios D. (Canabis libras 2.) と記述して質子としての葡萄酒も酒倉に貯蔵してゐたことを示してゐる。このようにみてもフレインが「トリールでは質子は葡萄酒のみから成り、住民がどこからその Nahrungsmittelbedarf を得たか不明である」とのべてゐる點でも前述の大藤二ホンと共に記された Endabrechnung のみが問題となるのではなへ C. 36a. spicarium 1. も同時に問題とせねばならぬであらう。K. Glöckner の見逃した Endabrechnung の意義を發見したフレインの功績

は正しく評價すべきであるが彼が五〇の Hof の Lokalisierung で活用した之等の倉の意義がここで見失われてゐる。因に 830—850 (anno), Lorscher Reichsurbar. Nr. 3672 "si hoc euenerit quod unum non habent, denarios VI reddent de annona modios CCC." と言つたことも亦考慮するべきであらう。葡萄酒で質子が納められるということは葡萄酒の賣却又は交換により住民が葡萄酒で生活することを制限せず又葡萄酒の兎作のさいには金銭又は穀物で質子が納められる。従つて穀物倉が存在したのはやはり理由のあることであり、王の葡萄酒の Praevendarii の扶持 (proventa) を保管するためにも必要であつた。それにしてフレインの問題にした住民の必需食料又はその他の provenda が何處で得られるかが依然として問題であり、バリー市場 (又はバリー近傍における穀物生産事情) 或いはマンナハムスの Hof からの穀物の逆輸送がむしろ問われるべきであらう。

最後に Teil C の諸荘の貯蔵又は新たに收穫された穀物の總計を擧げることが指示されてゐる。之等の Endabrechnung は前述の如く C.L. の Reichsurbar (Nr. 3671—3677) で記されてゐる。然し乍ら Wolfgang Metz が C.L. の Reichsurbar と B.E. の記帳の類似を求めた點及び Clavadescher が Rätien における王料地の質子帳の記述を Verdun の分割の基礎と見做すとした點については (聖堂語彙又は Aniane の Klosterreform の問題ととも) K. Verhein は之等を何れも否定してゐる。

賦役等が問題となり、メッソンの述べたようにむしろ B.E. における Staffelsee 聖堂の書上に接近してゐる。⁽³¹⁾ 以上の諸點を考慮して吾々がこゝで B.E. の編修者の立場に立つとすれば、むしろ Teil A. C. 9. に於ける Endabrechnung と Teil C. C. 39. におけるそれを総合的に把握することに努めねばなるまい。⁽³²⁾

このような問題は Teil C. に於て一貫してあり、ministerium illius maioris vel ceterorum は多くの王料地の統一的管理を志向する上書と考えられる。⁽³³⁾

之等の王料地の經營 (Laboratus, C.V. C. 28) によつて得られた收穫または貯えに基き、王のヴァラの巡回 (Missi の宿泊 (mansiones)、軍需物資の供給が行われ別王の私有聖堂 (Eigenkirchen-Kloster) やその料地並に王料地等の Beneficium が考慮されたのであらう。

然し乍らそれ等は前述の軍事的條件からすれば軍政的な管理の性格をも同時に内包してあり、C.V. B.E. には之等の條件が統一的に表現されてゐる。⁽³⁷⁾

之等の作業をカールの人格と交叉せしめて R. Kötzschke は Karl der Grosse als Agrarpolitiker を浮彫してゐる。

然し乍らカールの人格は Kanzlei, Missi (Comes), Bistum, Ministerium, Meier-index 等を媒介として史的現實に直面する譯であり、その交叉におけるダイナミックな歴史形成が問題とならう。このような問題を敏感に反映してフレインは「B.E. がその成立をその關心に負うてゐるような人は何れにしても高位の人物で

あつた。つまり微々たる人間は Kanzlei (書記局) と何らのつながりもなかつた。この想定は B.E. の成立を "Querverbindungen" (人的) 交叉) に歸する場合にも妥當する。従つて Kanzlei は Teil C. のために決して排除するべきではなう。⁽³⁵⁾ 又は「王の Brevium (書狀) の交附が必しも立證されぬ場合でも王權 (Königtum) が聖堂料地の多くの書上のうちに推進力であつた」とも述べてゐる。

K. Verhein が精密な考證のもとに C.V. B.E. の成立年代を夫々八〇〇年前、八〇〇年—八〇一年とし、その發令者、適用範圍を明らかにしたことは A. Dopsch からの前進として承認され得よう。

更に K. Verhein が周到な準備のもとに B.E. を Karl der Grosse の人格と交叉せしめ、その私的並びに公的政策における Kanzlei の役割を強調したことは極めて重要であるが吾々には西歐史學の傳統的研究關心に密着し乍らもそれに埋没し去ることなく歴史構成を行うことも時には必要であるまいか？

H. Wopfnier や G. Franz なども正當に評價しなかつた C.V. の研究を飛躍的に展開し、B.E. 研究に無限の廣がりと思へた K. Verhein の功績は永く祝福されるべきであるが、Friedrich Lütge の Deutsche Agrargeschichte の研究状況を省察し乍ら謙虚に尙不明な問題が更に解明されるべきこと、またそのために Arbeit ではなくして Arbeiter が不足してゐると結んでゐる。⁽⁴⁷⁾

K. Verhein が C.V. 研究の序文に於いて中世と近世の史的經濟構造の相連を強調し、ドーンシュエの描いた Grundherrschaft の

- repperimus.”と推定せられたるC.V. Trielとprebendariusが存在したことをspicariumの名称が斷定し得た。(42) C. 39. 上述の如く甚しう省略が行われており、原本にはその寫数が明記せられたと推定される。
- (43) W. Metz, Zur Entstehung der Brevium Exempla, S. 397. K. Verhein, Ebd., II, S. 374—375.
- (44) K. Verhein, Ebd., II, S. 381, 391. Ebd., I, S. 321.
- (45) K. Verhein, I, S. 346—S. 351. (Glossar-Hermeneutika.) S. 375. (Klosterreform).
- (46) W. Metz, Entstehung, S. 397.
- (47) K. Verhein, II, S. 373.
- (48) K. Verhein, II, S. 359, S. 368.
K. Verhein 及 Lille, Tournai 地方における史料地の所在をC.V. Annappes, Marquain, Gruson, Tournai, Noyelles Waffessart, Cyssoing, Vitry, Somain 等を襲ったこと。
- (49) R. Kötzsche, Ebd., S. 186. K. Verhein, I, Ebd., S. 325—326.
- (50) B.E. C. 34a.
- (51) Friedrich Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, S. 16.
- (52) すべて經濟、軍政の統一性が端的に表明されたこと、Teil Cから得られる次の略表は、經濟的行政管區としてのministeriumと軍管區としてのministeriumの統一性を端的に表

現したること。(C.V. C. 27, C. 62. すべて foca et vactae 2 centeni 以下の元と軍政の交々としてK. Verhein, Ebd., I, S. 339, 341, 360. 參照) 属土 territoria, villicatio, iustitia等の語彙としてWolfgang Metz, Entstehung, S. 413, 415. 參照) 以下の表を參考せよ。

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| C. 25a. Annappes | Haupthof I |
| Curtes (tunimo circumdat.) stabulum 1, spicaria 2, scurae 3. Curticula (tunimo) | |
| C. 26. Gruson villa | |
| a) Mansioniles (Nebengut) | scurae 3. |
| Curtes (sepe) | |
| C. 27. In alia villa. | |
| β) Mansioniles | |
| Curtes (sepe) | scurae 3. |
| C. 28. In villa illa | |
| γ) Mansioniles | spicaria 1, scurae 2. |
| Curtes (sepe) | |
| C. 30a. In illo fisco dominico | Hof II |
| Curtes (tunimo), stabulum 1, spicaria 5, granae 3. Curticula (tunimo) | |
| C. 32. In illo fisco dominico | Hof III |
| (Curtem tunimo strenue munitam ?)(S. 413, C. 25a, C. 30.) | |

- Curricula(tunimo)stabulum 1, spicaria 4, horrea 2.
Curtes (sepe) Hof IV
- C. 34a. In illo fisco dominico Hof IV
Curtes (muro), stabulum 1, spicaria 2, scurae 3.
- C. 36. Triel Hof V
Curtes (muro) spicaria 1, scurae 2.
- (38) その扱ふの初期の誤で就しては K. Verhein, Ebd., I, S. 322. f. 「他カールの悪政が推定され得た(カールの四) Fast-rada の時期 (七八五—七八六年) として Einhardi vita Caroli magni, C. 20. 參照。」
- (39) K. Verhein, Ebd., II, S. 386, Ann (266).
- (40) K. Verhein, Ebd., II, S. 378.
- (41) K. Verhein, Ebd., I, 393.
- (42) K. Verhein, Ebd., II, 388.
- (43) C.V. の「私的」と「公的」の間の區別は當時殆んど行われな

ること(K. Verhein, ibid., I, S. 392 f. II, S. 386. f.)^o 聖
Capitularia ab Ansegiso Abbate Fontanellensi collecta.
參照。

(44) R. Kötzsche, ibid., S. 182. K. Verhein, ibid., I, S. 374.

(45) Friedrich Lütge, Sonderdruck aus Zeitschrift für Agrargeschichte 3. Jahrgang/Heft 2, S. 137.

(46) K. Verhein, ibid., I, S. 313.

(47) W. Metz, Entstehung, S. 413.

(48) W. Metz, Entstehung, S. 404. K. Verhein, ibid., I, S. 346. 以下の聖書經國を文字經國と云ふこと、
聖書經國としてC.V. の中を指すこと、
(聖 Wolfgang Metz, Die hofrechtlichen Bestimmungen der Lex Baiuvariorum I, 13 und die fränkische Reichsgüterverwaltung, D.A. 12. Jahrgang, Heft 1, 1956. 參照。)